２　前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。

３　第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第七十条の三の三　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）によつて相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者（同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の同法第二十一条の十七第一項に規定する相続人を含む。第三項において同じ。）が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が、政令で定めるところにより贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける同法第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用については、同法第二十一条の十五第一項中「価額から」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）から」と、同法第二十一条の十六第三項第二号中「価額」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とする。

２　前項の規定の適用がある場合における相続税法第四十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「贈与税の課税価格」とあるのは、「贈与税の課税価格（租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、同項の規定により読み替えて適用する第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項第二号に規定する残額）」とする。

３　前二項の規定は、相続時精算課税適用者が第一項の土地又は建物について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第四条又は第六条第二項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、適用しない。

４　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第三項第二号中「前条第一項」を「第七十条の三第一項」に改める。

第七十条の六の八第二項第三号ロ、第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロ中「第二十一条の十二及び」を「第二十一条の十一の二から」に、「の規定を」を「までの規定（第七十条の三の二の規定を含む。）を」に改める。

第七十条の七の九第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「第七十条の七の十二第二項」を「第七十条の七の十二」に改め、同条第十四項中「又は同項」を「若しくは同項」に、「場合」を「場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行つた場合」に、「当該受贈者又は」を「当該受贈者若しくは」に、「生じた」を「生じた旨又は当該変更について当該認定を行つた」に改める。

第七十条の七の十第一項及び第七十条の七の十一第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第七十条の七の十二第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第二十一項」を「第七十条の二の二第二十三項」に改める。

第七十二条第一項及び第七十七条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十八条及び第八十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十条の三第一項、第八十三条及び第八十三条の二の二中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の三並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第一号中「（次号」を「（同号」に改める。

第八十五条第二項中「譲渡に係る」の下に「対価の額（」を、「対価の額」の下に「をいう。第八十六条の六第一項において同じ。）」を加える。

第八十六条第一項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項並びに第八十六条の六第三項」に改める。

第八十六条の二第二項ただし書中「の規定の適用があつた」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第三項中「及び第五項並びに」を「から第六項まで及び」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第八十六条の四第一項中「次条」の下に「及び第八十六条の六」を加える。

第八十六条の五第一項中「事業者をいう。以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第六項中「若しくは」の下に「課税貨物（」を、「課税貨物」の下に「をいう。次条において同じ。）」を加える。

第六章第一節中第八十六条の六を第八十六条の七とし、第八十六条の五の次に次の一条を加える。

（カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第八十六条の六　消費税法第三十条第一項の規定は、認定設置運営事業者（特定複合観光施設区域整備法第二条第九項に規定する認定設置運営事業者をいい、消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項及び第四項において同じ。）が、国内（同法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第四項において同じ。）において行う課税仕入れ（同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）に該当するものを除く。次項及び第四項において同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取